

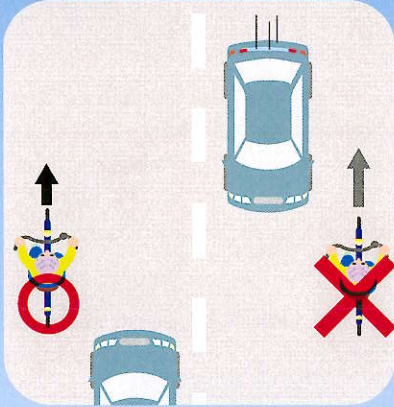
令和4年11月1日より、
変わりました!

自転車 安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)



1 車道が原則、左側を通行



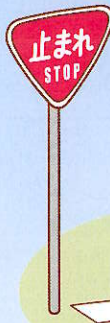
歩道は例外、
歩行者を優先



歩行者の通行を妨げる
おそれがあるときは、
一時停止しなければなりません。

普通自転車の運転者が13歳未満の子供や70歳以上の高齢者等である場合のほか、道路標識等により歩道を通行できる場合は、指定された部分または歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

2 交差点では 信号と 一時停止を 守って、 安全確認

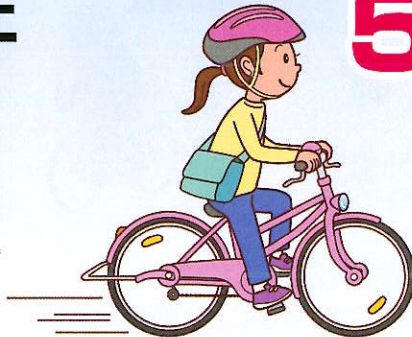
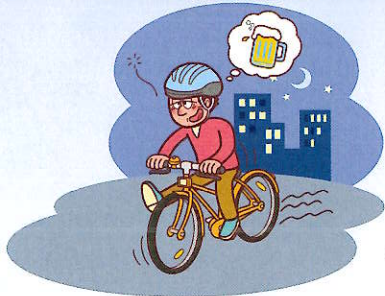


3 夜間はライトを点灯



自転車の側面にも、
反射材(リフレクター)
をつけましょう。

4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用

自転車乗用中の交通事故で死亡した人の約6割が頭部に致命傷を負っています。被害を軽減するためにヘルメットで頭を守りましょう。

※保護者は幼児を幼児用座席に乗せる
ときや、幼児や児童が自転車を運転する
ときは、ヘルメットを着用させるよう
努めましょう。

愛知県交通安全協会

ルール違反は危険です!

事故を起こせば
加害者としての責任を問われることも!

万が一の事故に備えて自転車保険等に加入しましょう。



やめましょう! こんな乗り方 自転車の危険行為15

1 信号無視
法第7条違反

2 通行禁止道路(場所)の通行
法第9条第1項違反

※警察署長の許可を得た場合は除きます。

3 通行が認められ(許可)されている歩行者用道路での歩行者妨害
法第9条違反

4 歩道通行や、車道の右側通行等
法第17条第1項、第4項又は第6項違反

※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。

5 路側帯での歩行者の通行妨害
法第17条の2第2項違反

6 遮断踏切への立ち入り
法第33条第2項違反

信号のない交差点等での**優先車両(左方車・優先道路車)の通行妨害等**
法第36条違反

右折時における**直進車や左折車への通行妨害**
法第37条違反

環状交差点での**安全進行義務違反等**
法第37条の2違反

一時停止場所での**不停止や交差車両等の通行妨害**
法第43条違反

歩道での**歩行者妨害等**
法第63条の4第2項違反

ブレーキが不備・不良な自転車の運転
法第63条の9第1項違反

酒酔い運転
法第65条第1項違反

安全運転義務違反
法第70条違反

※傘さし運転やスマホ運転なども該当することがあります。

妨害運転
法第117条の2第6号、法第117条の2の2第11号違反

※他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさいだり、ベルを執拗に鳴らすなどの行為

※上記の「法」とは「道路交通法」のことです



上記の危険行為を
過去3年以内に2回以上摘発されると…
「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

※受講義務の対象となるのは14歳以上です。

命令を受けてから、3カ月以内の
指定された期間内に受講しないと**5万円以下の罰金!!**

講習は3時間 (講習手数料の標準額は6,000円) 違反した受講者の特性に応じ個別指導を含むものです。

